

令和7年度

米子市水難防止協議会定期総会

令和7年6月6日（金） 13時00分～

米子市立図書館2F

多目的研修室

令和 7 年度 米子市水難防止協議会定期総会

日 程

1 開 会

2 新会員紹介

3 会長 あいさつ 顧問 あいさつ

4 議 事

- (1) 第 1 号議案 令和 6 年度事業報告について
- (2) 第 2 号議案 令和 7 年度事業計画（案）について

5 そ の 他

- (1) 水難事故防止と現場からの事例報告について（講話）
- (2) 意見交換

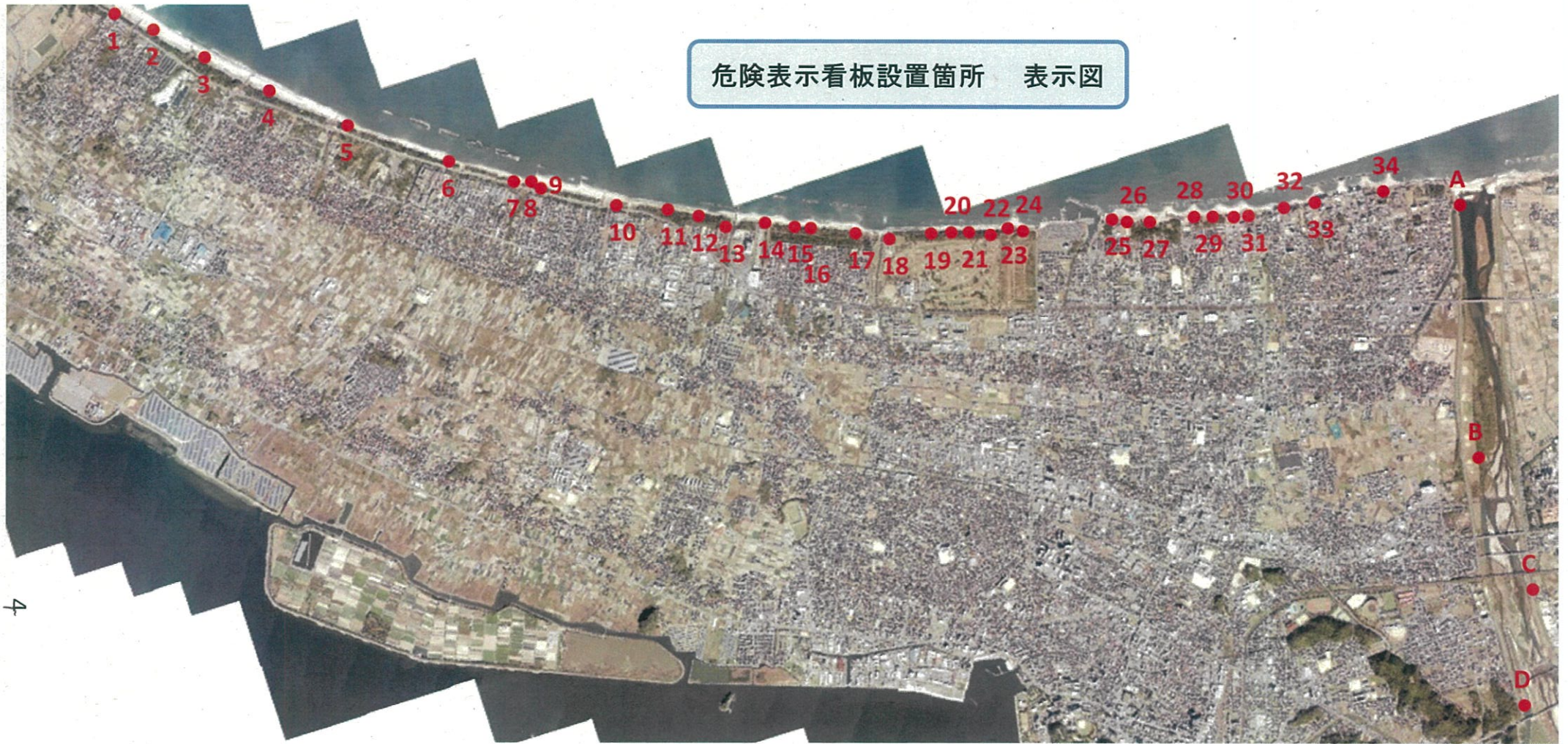
6 閉 会

	団 体 名 ・ 役 職 名	氏 名	新任
会 長	米 子 市 長	伊 木 隆 司	
副会長	米子市自治連合会 会 長	近 藤 豊	○
幹 事	皆生温泉旅館組合 事 務 局 長	河 津 幸 雄	
幹 事	NPO法人 皆生ライフセービングクラブ 理 事 長	野 嶋 功	
幹 事	米 子 警 察 署 地域交通管理官	前 田 晃 秀	○
幹 事	米子市漁業協同組合 組 合 長	武 良 賢 治	
幹 事	米 子 消 防 署 署 長	岩 田 幸 博	○
幹 事	米子市教育委員会 事務局長	長谷川 和秀	
幹 事	米 子 市 総 務 部 防災安全監	松 本 清 志	
常 任 幹 事	米 子 市 総 務 部 防災安全課長	山 花 竜 一	○
会 員	日野川水系漁業協同組合 組 合 長	生 田 誠 二	○
会 員	鳥取県漁業協同組合 淀江支所 運営委員長	小 島 弘 昌	○
会 員	皆生温泉旅館組合 組合長	伊 坂 明	
会 員	米子市観光協会 会 長	伊 澤 勇 人	
会 員	米子市消防団 団 長	杉 尾 繁 樹	
会 員	鳥取県高等学校西部地区 指導部連盟会長	新 田 真 也	○
会 員	米子市中学校校長会 代 表	安 田 順 一	
会 員	米子市小学校校長会 代 表	山 浦 俊 也	○
会 員	鳥取県西部私立幼稚園協会・ 認定こども園協会代表	松 嶋 和 広	○
会 員	米子市保育協議会 会 長	田 内 寛 子	○
会 員	米子市連合婦人会 会 長	河 本 六 美	
会 員	米子市社会福祉協議会 会 長	田 後 良 文	
会 員	NPO法人 米子ローイング協会 理 事 長	杉 村 正 男	
会 員	米 子 水 泳 協 会 代 表	上 杉 謙 太	
顧 問	米 子 警 察 署 署 長	山 田 衛	○

令和6年度事業報告

総 会	前年度事業報告及び本年度事業計画その他事業運営上必要と認められる事項を審議するため、令和6年6月4日に総会を開催した。
水難危険箇所調査及び看板設置箇所調査	米子市全域にわたり、水難危険箇所及び看板設置箇所の調査を7月に実施した。
看板の修繕等	両三柳地内に設置している危険注意看板が破損していたため新たに設置した。(P6)
市報へ広報記事掲載	米子市報7月号に記事を掲載し、水難事故防止の啓発を行った。(P7～P8)
広報用チラシの作成配布	7月中旬、水難事故を防止するため広報用チラシを作成し、市内の小・中学校、高校、幼稚園、保育園等に配布し、事故防止を呼びかけた。
ポスターの掲示	7月中旬、広報用ポスターを各公民館、小・中学校、高校、幼稚園、保育園に掲示し、水難事故防止を呼びかけた。

危険表示看板設置箇所 表示図



[海岸沿い]

1. 【大篠津町】 川尻橋付近
2. 【大篠津町】 大篠津橋付近(アジア博物館先)
3. 【和田町】 御崎橋付近
4. 【和田町】 和田新橋付近
5. 【和田町】 池ノ尻橋付近
6. 【富益町】 政右衛門橋付近(米子製鋼先)
7. 【富益町】 長兵衛橋付近
8. 【富益町】 弓ヶ浜展望駐車場西側作業場付近
9. 【富益町】 弓ヶ浜展望駐車場付近
10. 【夜見町】 樋口橋付近

11. 【夜見町】 環状線交差点付近
12. 【夜見町】 メモリアルホール先
13. 【夜見町】 大成プレス工業先
14. 【河崎】 自衛隊射撃場先
15. 【両三柳】 三柳団地先
16. 【両三柳】 三柳団地先
17. 【両三柳】 市営三柳住宅先
18. 【両三柳】 わくわくランド先
19. 【両三柳】 米子ゴルフ場付近
20. 【両三柳】 米子ゴルフ場付近

21. 【両三柳】 米子ゴルフ場付近
22. 【両三柳】 米子ゴルフ場付近
23. 【両三柳】 陸上自衛隊訓練場先
24. 【両三柳】 陸上自衛隊訓練場先
25. 【新開4】 皆生海岸(皆生漁港付近)
26. 【新開4】 皆生海岸(心正こども園先)
27. 【新開4】 皆生海岸(皆生病院先)
28. 【新開3】 皆生海岸(サニーテニス先)
29. 【新開3】 皆生海岸(オーシャン社員駐車場先)
30. 【新開3】 皆生海岸(オーシャン先)

31. 【皆生温泉4】 皆生海岸(福原荘先)
32. 【皆生温泉4】 皆生海岸(天水先)
33. 【皆生温泉4】 皆生海岸(海浜公園先)
34. 【皆生温泉3】 皆生海岸(浄化センター先)

[河川]

- A. 【皆生新田3】 水貫川樋門付近
- B. 【車尾7】 日野川運動公園Aグラウンド先
- C. 【吉岡】 日野川河川事務所進入口入口付近
- D. 【観音寺】 戸上水門付近

危険表示看板設置箇所 表示図



[海岸沿い]

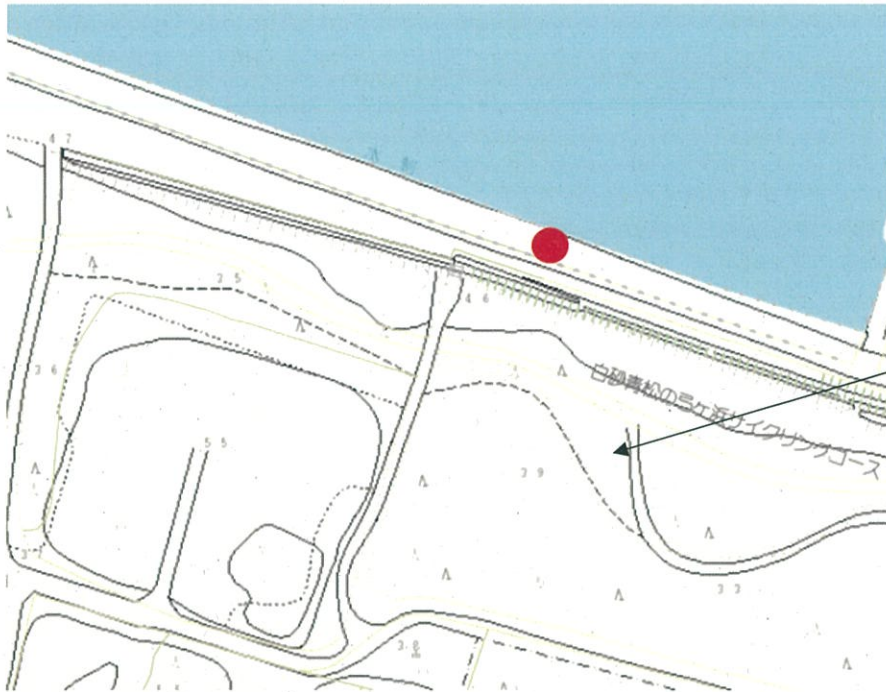
36.【淀江町】 淀江町佐陀付近
37.【淀江町】 淀江町小波付近

38.【淀江町】 淀江町西原付近
39.【淀江町】 淀江町宇田川河口付近

40.【淀江町】 淀江町今津付近

令和6年度 危険表示看板交換

1. 交換箇所（米子市両三柳）及び交換後の状況



米子ゴルフ場付近



令和6年全国家計構造調査 を実施します

全国家計構造調査は、家計における消費や所得、資産などの実態を総合的に把握するため、総務省統計局が市町村を通じて行う調査です。調査対象となった地域には、8月上旬から調査員が世帯確認に伺いますので、ご協力をお願いします。

● 総務管財課（☎23-5352、FAX23-5390）

毎月勤労統計調査の 特別調査が実施されます

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間の変動を明らかにするためのものです。対象の事業所は、調査にご協力ください。

● 対象 常用労働者を1〜4人雇用している市内の抽出された小規模事業所

● 調査期間 7月下旬〜8月

● 調査方法 調査員が直接訪問し調査票を配布

● 調査票を配布
● 鳥取県総務部統計課（☎0857-26-7109）

津波フラッグは避難の合図！

津波警報などは、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘など、さまざまな手段で伝達されますが、令和2年6月から海水浴場などで「津波フラッグ」による視覚的伝達が行われています。

「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障がいがある方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方にも津波警報などの発表をお知らせできます。海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。

● いつ使われる？

津波警報など（大津波警報・津波警報・津波注意報）の発表時

● どこで使われる？

海水浴場など

● 見かけたら？

高いところに逃げる！

すぐに海から離れ、高台などの安全なところへ避難してください。



公益財団法人 日本ライフセービング協会提供

● 米子市水難防止協議会事務局（☎23-5339）

水難事故を防ぎましょう！

夏は水の事故が増える季節です。海や川で水遊びをする場合は、次のことに注意しましょう。

● 注意すること

◇ 遊泳は必ず海水浴場で。離岸流に注意しましょう。

◇ 天候が悪いとき、体調が悪いとき、飲酒したときは遊泳しない。

◇ 増水した川や用水路には近づかない、子どもを遊ばせない。

◇ おぼれている人を見たら、すぐ

に消防などに通報する。

◇ 子どもだけで水遊びさせない。

◇ 水遊びに付き添う時は、子どもから目を離さない。

◇ 子どもにはライフジャケットを着用させ、休憩時間は十分にとらせる。

● 緊急通報先

● 消防 119番

● 海上保安部 118番

● 警察 110番

● 米子市水難防止協議会事務局

（☎23-5339、FAX23-5387）

7

山崎 整形外科クリニック

Yamasaki Orthopaedic Clinic

理学療法士による、機能回復訓練や運動療法をおこなっています

院長 山崎 大輔

診療時間 午前 9:00〜12:30 午後 3:00〜6:00

休診日 木・土曜日午後・日祝

米子市夜見町2446-1

Tel 0859-21-1121

http://www.yamasaki-clinic.net

地域包括支援センターの名称と担当地区が変わります

7月1日から、一部の地域包括支援センターの名称と担当地区が変わります。

変更前	変更後
(名称) 義方・湊山地域包括支援センター (担当地区) 明道、就将、義方	(名称) 湊山地域包括支援センター (担当地区) 明道、就将
(名称) 住吉・加茂地域包括支援センター (担当地区) 住吉、加茂、河崎	(名称) 後藤ヶ丘・加茂地域包括支援センター (担当地区) 義方、住吉、加茂、河崎

岡長寿社会課 (☎23-5155)

国民年金保険料免除などの

申請はお済みですか

◇国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

◇経済的な理由で国民年金保険料を納付することが困難な場合は、

海水浴を安全に楽しむための7つの約束

- ① 1人で泳ぎに行かない。
- ② 子供だけで海に行かない。
- ③ 天気が悪いとき、海が荒れているときは海に入らない。
- ④ 波打ち際でも足を取られる危険があるので注意する。
- ⑤ 開設中の海水浴場以外の場所で泳がない。
- ⑥ 疲れているときは、無理せず休憩する。
- ⑦ 沖に流されないように注意する。



境海上保安部

ウォーターセーフティガイド

検索



に離職をされた方は離職票または雇用保険受給資格者証など)

●申請窓口 米子年金事務所または米子市役所保険年金課5番窓口

※申請は毎年必要です。(令和5年度に、全額免除または納付猶予の決定を受けていて継続申請をされている方は除く)

●米子年金事務所(☎34-6111 (音声案内2↓2)、FAX 22-4842)

特別医療費受給資格証

(重度心身等)の更新

公簿で資格が確認できた方へ、8月から使える「特別医療費受給資格証(重度心身等)」を、7月下旬に郵送します。

●障害者手帳(身体、療育、精神)の更新をお忘れなく!

受給資格証の有効期限は、毎年7月末または障害者手帳の有効期限(次の判定年月)の月末までです。

●受給資格証を郵送できない方 令和5年度の受給資格証をお持ちの方のうち、公簿で資格の確認ができない方には、事前にお知らせします。

※7月末日までに、受給資格証またはお知らせが届かない方は、お問い合わせください。

※過去に所得制限のため特別医療費受給資格を喪失した方も、令和5年の所得が要件を満たした場合、新たに申請できます。

●国保年金課(☎23-5123、FAX 23-5579)

消防署への届け出が

電子メールで送信できます



令和5年3月1日より、消防法令における申請・届出がメールで行えます。

◇消防法や火災予防条例に基づく申請書・報告書・届出書などを電子メールで受け付けています。

◇送信データ量は30メガバイトまで可能です。

◇消防署に出向く必要がなくなり、24時間いつでも届け出ることができます。くわしくは、鳥取県西部広域行政管理組合消防局のホームページをご確認ください。

●鳥取県西部広域行政管理組合(☎35-1954、FAX 35-1961)

鳥取県内水難事故発生概況

令和6年中

【データ元:鳥取県警察警察本部統計資料】

事故の 態様	発生 件数	事故 者数	内訳					左の事故のうち海で発生						
			内訳					発生 件数	事故 者数	内訳				
			死 亡	行 方 不 明	重 傷 ・ 体	軽 傷	無 事 救 出			死 亡	行 方 不 明	重 傷 ・ 体	軽 傷	無 事 救 出
遊泳中														
水遊び	2	3				1	2	2	3				1	2
魚とり・釣り中	5	5	1			2	2	4	4				2	2
作業中														
通行中														
陸上で遊戯、スポーツ中														
ボート遊び	1	3					3							
その他	6	6	4			1	1	1	1	1				
合計	14	17	5			4	8	7	8	1			3	4

令和5年中

【データ元:鳥取県警察警察本部統計資料】

事故の 態様	発生 件数	事故者 数	内訳					左の事故のうち海で発生						
										内訳				
			死 亡	行方 不明	重傷・ 体	軽 傷	無事救 出	発生 件数	事故者 数	死 亡	行方 不明	重傷・ 体	軽 傷	無事救 出
遊泳中														
水遊び	1	2					2	1	2					2
魚とり・釣り中	5	5				2	2	5	5			1	2	2
作業中	1	1			1									
通行中					1									
陸上で遊戯、スポーツ中														
ボート遊び	1	2					2	1	2					2
その他	3	3	2			1		1	1	1				
合計	11	13	2		2	3	6	8	10	1		1	2	6

令和4年中

事故の 態様	発生 件数	事故者数	内訳					左の事故のうち海で発生						
			死亡	行方不明	(体)重傷	軽傷	無事救出	発生件数	事故者数	内訳				
										死亡	行方不明	(体)重傷	軽傷	無事救出
遊泳中	2	3			1		2	1	2					2
水遊び	2	4					4	2	4					4
魚とり・釣り中	4	4	1		1		2	2	2			1		1
作業中														
通行中														
陸上で遊戯、スポーツ中														
ボート遊び	1	2					2	1	2					2
その他	4	7	2		1		4	2	2	2				
合計	13	20	3		3		14	8	12	2		1		9

令和 7 年度事業計画（案）

総 会	6 月 6 日、前年度事業報告及び本年度事業計画その他事業運営上必要と認められる事項を審議するため総会を開催する。
水難危険箇所調査及び看板設置箇所調査	米子市全域にわたり、水難危険箇所及び看板設置箇所の調査を実施する。
危険標識の設置、補修	水難危険箇所及び看板設置箇所の調査結果に基づき、危険表示看板の設置、補修作業を実施し、水難事故防止を図る。
市報へ広報記事掲載	米子市報 7 月、8 月号および米子市ホームページに記事を掲載し、水難事故防止の啓発を行う。
広報用チラシの作成配布	7 月上旬～中旬、水難事故を防止するため広報用チラシを作成し、市内の小・中学校、高校、幼稚園、保育園に配布し、事故防止を呼びかける。（P11）

夏の水難事故を防止しましょう

水遊びをするかたへ

水に親しむ機会が増える季節となりました。

水に触れるレジャーは、楽しみがある反面、自然ならではの危険もあります。

次のことをしっかり守り楽しみましょう。

- ◎ 監視体制や救助体制が整った場所で泳ぐ
- ◎ 泳ぎが得意でも油断しない
- ◎ 体調が優れないときは海や川には入らない
(感染症や熱中症にも注意!こまめな水分補給を!)
- ◎ 保護者は子どもから目を離さない
- ◎ 岸に近いところでも、沖へ流れる速い潮の流れ
(離岸流)や、急に深くなる場所があるので注意
- ◎ ライフジャケットを着用する
- ◎ 感染防止や事故防止に関して、アナウンスやライフセーバーの指示にしたがう

米子市水難防止協議会

海開き期間中の皆生
温泉海遊ビーチではラ
イフセーバーが常駐し
ているので、ライフセー
バーの近くで泳ごう!
黄色と赤のユニフォー
ムが目印です!

事故発生!!

118番・・・海保
119番・・・消防
110番・・・警察

※皆生海岸には左図
の番号標識があります
ので、消防・海保・警察
に通報するときは近く
の標識の番号を伝えて
ください。

特に注意 すべき場所

1. 海岸

①日野川河口付近

④南三柳ゴルフ場付近

⑦陸上自衛隊射撃場付近

⑩富益町ニチラス米子工場付近

⑬和田町キャンプ場付近

⑮淀江町佐陀付近

⑲淀江町宇田川河口付近

2. 川

⑮王子製紙先えん堤付近

②新開付近

⑤南三柳加茂新川河口付近

⑧夜見町樋口川河口付近

⑪富益町米子製鋼所付近

⑭大篠津町新川尻付近

⑲淀江町小波付近

⑳淀江町今津付近

⑲日野橋軌道下付近

③堀川尻付近

⑥南三柳団地付近

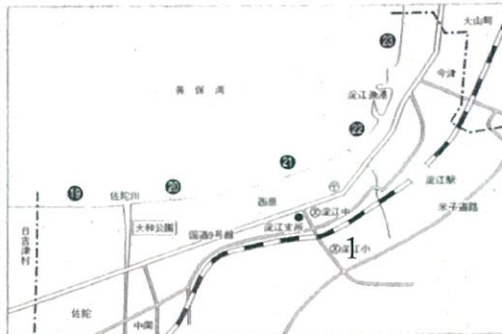
⑨富益町弓ヶ浜展望駐車場付近

⑫和田町池尻川河口付近

⑮うなばら荘付近

⑲淀江町西原付近

⑲戸上えん堤付近



米子市水難防止協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、米子市水難防止協議会(以下「協議会」という。)と称し、事務局を米子市役所におく。

(目的)

第2条 協議会は、本市の沿岸海域及び河川等における水難事故の防止並びに、水難事故が発生した際の救助及び捜索活動の円滑化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 水難事故を防止するために必要な指導及び広報
- (2) 水難事故を防止するために必要な活動についての検討及び情報交換
- (3) 水難事故が発生した際の救助及び捜索を円滑にするために必要な活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次の関係機関及び関係団体等の代表者又は職員をもって組織する。

- (1) 米子市
- (2) 米子警察署
- (3) 米子消防署
- (4) 米子市教育委員会
- (5) 米子市自治連合会
- (6) 米子市漁業協同組合
- (7) 日野川水系漁業協同組合
- (8) 米子市観光協会
- (9) 皆生温泉旅館組合
- (10) その他協議会の事業に賛同する者

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 幹 事 若干名 (内1名常任幹事をおく)

(会長 副会長)

第6条 会長は米子市長の職にあるものをもってあて、副会長は米子市自治連合会長の職にあるものをもってあてる。

- 2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故のあるときは、会長の指名によりその職務を代行する。

(幹事)

第7条 幹事の選任は、会長の指名によるものとする。

- 2 常任幹事は、幹事の互選により決定する。
- 3 常任幹事は、会長の命をうけ協議会の事務を処理する。
- 4 幹事は、会長の招集に応じ、重要な議事を審議する。

(任期)

第8条 会長及び副会長の任期は、それぞれの職の在任期間とする。

- 2 その他の役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により就任した役員の任期は、次期改選までとする。

(顧問及び参与)

第9条 協議会に顧問及び参与をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、協議会の事務遂行に関し会長の諮問に応じ、意見を開陳するものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議は、定期総会、臨時総会、及び役員会とする。

- 2 定期総会は、年1回、その他は必要の都度開催するものとし会長がこれを招集し議長となる。

(総会)

第11条 総会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 会則及び諸規定の制定変更
- (2) 第3条の規定により協議会が実施する事業
- (3) その他協議会運営上特に重要な事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、常任幹事、幹事をもって構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 協議会運営についての施策
- (2) その他協議会事業において必要な事項

(成立、議決)

第13条 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、その過半数の同意をもって決する。ただし可否同数の場合は議長がこれを決する。

(細則の制定)

第14条 協議会の運営について必要な細則は、役員会において別に定めることができる。

附 則

この会則は、昭和46年12月20日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年7月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年6月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月3日から施行する。